

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	富谷市

富谷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 富谷市経済産業部農林振興課
所 在 地 : 宮城県富谷市富谷坂松田 3 0 番地
電 話 番 号 : 0 2 2 - 3 5 8 - 0 5 2 3
F A X 番 号 : 0 2 2 - 3 5 8 - 2 3 5 9
メールアドレス : nourin@tomiya-city.miyagi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、ツキノワグマ、イノシシ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	宮城県富谷市

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	水稻、果実	被害面積：10a 被害金額：107千円
カルガモ	水稻	被害面積：10a 被害金額：107千円
ツキノワグマ	水稻、野菜、果樹	—
イノシシ	水稻、野菜、果樹	被害面積：405a 被害金額：4,624千円

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

・カラス、カルガモ 主に収穫期に市内全域の水田及び果樹園において水稻、果樹等の農作物被害が発生しており、被害が増加しているわけではないものの、毎年発生している。 ・ツキノワグマ 主に春先から秋の終わり頃までにかけて、山林に接する畑等においてはとうもろこし、野菜、果樹等の農作物への悪影響が発生しており、目撃情報も多く寄せられている。 ・イノシシ 主に水稻、野菜、果樹等の作物や農業施設への被害が発生し、特に本市北部地域での水稻の倒伏による被害が深刻であり、目撃情報も多く寄せられている。また、農業振興地域全域にわたり被害が拡大しており、被害が拡大している一番の要因としては個体数が増加していることが挙げられる。

（注） 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和6年度）
カラス	被害面積：10a 被害金額：107千円	被害面積：7a 被害金額：75千円
カルガモ	被害面積：10a 被害金額：107千円	被害面積：7a 被害金額：75千円
ツキノワグマ	—	—
イノシシ	被害面積：405a 被害金額：4,624千円	被害面積：284a 被害金額：3,237千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣被害発生時における被害状況調査、防除等の実施 ・富谷市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲 ・主にツキノワグマ対策として箱わなの設置 ・主にイノシシ対策として、くくりわなや箱わな、ICTを活用した囲い罠の購入及び設置 ・有害鳥獣対策に係る研修会への参加	・有害鳥獣の捕獲は富谷市鳥獣被害対策実施隊により行われてきたが、隊員の高齢化や多職業化により、担い手不足が懸念されており、市内における個体数も増加傾向にあるため、人手不足が危惧される。 ・近年、イノシシによる被害地域が拡大しているため、捕獲体制の整備や効率的な捕獲方法の検討が必要となってくる。
防護柵の設置等に関する取組	・ツキノワグマ対策として畑、果樹園等熊出没地周辺の電気柵及び熊出没注意喚起看板の設置 ・イノシシ対策として、畑、果樹園等イノシシ出没地域に電気柵を設置 ・国の事業を活用した広域的なイノシシ被害対策物理柵の設置	・設置済みの物理柵の補修体制を整備 ・有害鳥獣対策に対する意識に個人差があるため、被害地域はもとより、市全体での意思統一や取組みが必要である。
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣による農作物の被害防止及び軽減を図るため、遊休農地等の刈払い等の環境整備を地域住民に指導	農家の高齢化により、個人が所有している農地の刈払い等が難しくなっている。そのため、交付金を活用し、鳥獣緩衝帯の整備に取り組む。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

・カラス、カルガモ

毎年春季及び秋季の2回、銃器による予察捕獲を行っており、一定の効果が上がっているため、今後も被害箇所等での予察捕獲を継続する。

・ツキノワグマ

エサとなる作物の栽培計画の見直しを行うとともに、被害地域の畑、果樹園等においては、箱わな、電気柵等を設置して被害防止に努める。また、人的被害も考えられることから、被害痕、足跡等を発見した場合の対応について、体制整備を行う。

・イノシシ

生息状況及び被害状況を把握しながら、地域施工によるワイヤーメッシュ柵等の設置による侵入防止策の実施、くくりわなや箱わなの設置による捕獲の実施、ICT機器等のイノシシ遠隔操作捕獲システムを活用した捕獲の効率化等、生息環境管理の推進等農作物の被害防止に努める。また、設置済みのワイヤーメッシュ柵について補修や刈払い等の維持管理の指導の強化を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ツキノワグマ及びイノシシについては、宮城県の各特定鳥獣管理計画に基づき、富谷市鳥獣被害対策実施隊の協力を得ながら実施していく。

その他の有害鳥獣については、自主的な被害防除対策によっても被害等が防止できず捕獲の必要性が認められた場合は、富谷市鳥獣被害対策実施隊に対し捕獲を依頼する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年 ～ 令和6年	ツキノワグマ イノシシ	・箱わな、電気柵等、捕獲用品及び侵入防止用品の補充 ・地域住民向けの有害鳥獣捕獲に関する研修 ・イノシシ捕獲のためのわな猟免許取得の推進 ・青年農業者への狩猟免許取得における研修

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
対象鳥獣の捕獲については、第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画に基づき、対象鳥獣による被害状況、予察状況及び捕獲実施区域の状況を踏まえ、捕獲計画数等を検討し設定する。その他、目撃情報や出没痕跡等を踏まえ、捕獲場所等を選定し、わなを主体として捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	100羽	100羽	100羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ツキノワグマ	被害防除対策を講じたうえで、捕獲以外の方法では被害を防ぎきれない場合に捕獲する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・カラス及びカルガモについては、春季は概ね5月、秋季は概ね9月に市内全域の水田等において、銃器を用いた予察捕獲を実施する。 ・ツキノワグマについては、被害の実態に即して、ツキノワグマ捕獲

用箱わなを用いて捕獲を行う。

・イノシシについては、箱わな、くくりわな、囲いわなを活用し、通年で捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ	・ワイヤーメッシュ柵 12,000m	・ワイヤーメッシュ柵 15,000m	・ワイヤーメッシュ柵 15,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 (設置済) 64, 500m ワイヤーメッシュ既設置地区に対し、柵の維持管理に係る経費負担及び補修材等の資材を提供	ワイヤーメッシュ柵 (設置済) 78, 500m ワイヤーメッシュ既設置地区に対し、柵の維持管理に係る経費負担及び補修材等の資材を提供	ワイヤーメッシュ柵 (設置済) 93, 500m ワイヤーメッシュ既設置地区に対し、柵の維持管理に係る経費負担及び補修材等の資材を提供

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年 ～ 令和6年	ツキノワグマ イノシシ	・地域住民に向け緩衝帯の整備指導 ・地域住民に向けツキノワグマ対策として、栗の木や柿の木等の放任果樹の除去指導 ・交付金を活用した鳥獣緩衝帯の整備

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

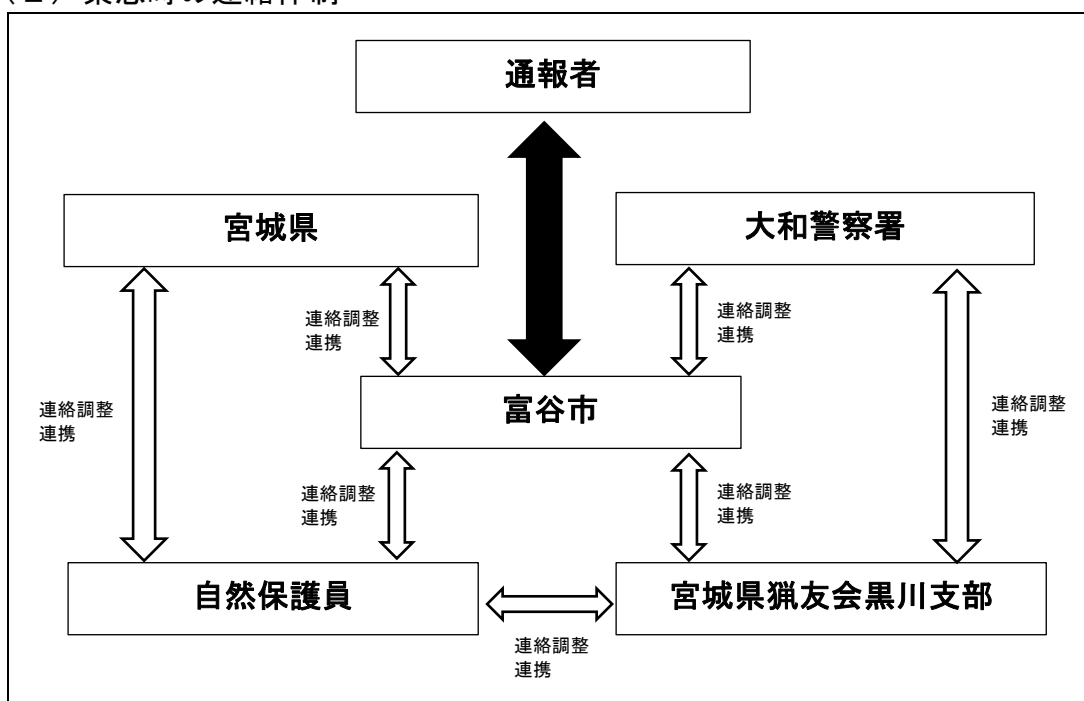
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮城県仙台地方振興事務所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止の指導及び支援。捕獲許可(権限移譲済の鳥獣を除く)
大和警察署	有害鳥獣関連情報の提供、地域巡回、警戒広報等を行う。また、熊等が住宅街に現れた緊急時における場合については主体的に活動する。
富谷市	各関係機関との連絡調整、情報収集、地域住民への周知等を行う。捕獲許可(権限移譲済の鳥獣、ただし、ツキノワグマは緊急時に限る)
富谷市鳥獣被害対策実施隊	有害駆除対策、被害調査及び有害鳥獣捕獲を実施する。
宮城県猟友会黒川支部	有害鳥獣関連情報の提供、地域巡回、捕獲

	班の調整等を行う。
自然保護員	有害鳥獣関連情報の提供、地域巡回等を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、一般廃棄物処理として富谷環境へ運搬し、規定の重量に達するまで個体を解体。その後、松森工場に運搬し焼却処分とする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	安定した捕獲個体数の確保が望めないため、今後の捕獲個体数に応じて検討していく。
----	---

ペットフード	安定した捕獲個体数の確保が望めないため、今後の捕獲個体数に応じて検討していく。
皮革	安定した捕獲個体数の確保が望めないため、今後の捕獲個体数に応じて検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと 体給餌、学術研究等)	安定した捕獲個体数の確保が望めないため、今後の捕獲個体数に応じて検討していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

安定した捕獲個体数の確保が望めないため、今後の捕獲個体数に応じて検討していく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

安定した捕獲個体数の確保が望めないため、今後の捕獲個体数に応じて検討していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富谷市農作物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
富谷市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び事業運営を行う
富谷市農業委員会	遊休農地、耕作放棄地等に関する情報提供及び農作物被害状況等の情報提供を行う。
新みやぎ農業協同組合	農作物被害状況調査等の情報収集並びに組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供及び指導を行う。
宮城県農業共済組合 宮城中央支所	農作物被害状況調査等の情報収集並びに組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供及び指導を行う。
黒川森林組合	林業被害状況の情報提供、有害鳥獣の生息行動等に関する情報提供等を行う。
宮城県猟友会黒川支部 富谷分会	有害鳥獣の捕獲の実施、生息状況等に関する情報提供、自主防除対策等についての助言及び

	指導等を行う。
自然保護員	有害鳥獣の捕獲に係る情報提供他、市への必要な協力を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県仙台地方振興事務所	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止の指導及び支援等を行う。
宮城県猟友会黒川支部	有害鳥獣の捕獲の実施、生息地状況等に関する情報提供、自主防除対策等についての助言及び指導等を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年度設置 構成：20名以内 第一種及びわな猟免許を所持する者、わな猟免許のみ所持する者 【被害防止施策】 有害鳥獣の捕獲の実施、生息状況等に関する情報提供及び調査
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の高齢化に伴い、新たな人材獲得のための狩猟免許等の取得助成や、実施隊員内での狩猟技術の継承等の推進
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に

関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に当たっては、宮城県第13次鳥獣保護事業計画等との整合性を図りながら実施する。
--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。